

経理事務科

「日商簿記2級」や「会計ソフト」を学んで、**事務職**を目指しませんか？

簿記・会計

- 日商簿記 2級 3級
- 全経簿記 2級 3級

試験対策も
実施します！

【目指す資格】

日 商 簿 記 2 級 3 級
全 経 簿 記 2 級 3 級
電子会計実務 2 級

パソコン

- Excel基礎（表計算、シートの操作、グラフ作成）
- Excel応用（データベース、関数、マクロ等）
- 会計ソフト（弥生会計への仕訳入力、試験対策）

就職支援

- 応募書類作成（書類選考を通過するポイント）
- 面接対策（様々な面接事例に対応いたします）



★ スキルアップして、**早期就職**を目指しましょう!!

訓練期間	令和8年12月8日(火)～令和9年3月5日(金)（3か月間） 基本時間：9：10～15：50（原則として土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く）		
訓練場所	APC山形パソコンスクール 山形市青田三丁目4番28号（裏面地図参照）	定員	15名 (最少催行人員10名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをされていて、公共職業安定所長が訓練受講の必要性を認めた方		
受講料	受講料は 無料 です。（テキスト代・職業訓練生総合保険等の自己負担額 約18,000円） ※資格試験受験料（任意受験）は別途必要となります。		
募集期間	令和8年10月8日(木)～令和8年11月16日(月) 昼12時まで		
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の窓口でご相談の上、受講申込書をご提出ください。		
選考会	令和8年11月24日(火) 午前10時00分から（開場9:30、受付は9:50までに） 場 所： 山形県立山形職業能力開発専門校（裏面地図参照） 内 容： 訓練内容の説明と職業適性検査 持ち物： 筆記用具（鉛筆・ボールペン） ※欠席の場合、選考対象者となりません。		

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄2-2-1
TEL 023-644-9228 FAX 023-644-6850
ホームページ <https://skillup.yamagatanoukai.jp/>



【訓練カリキュラム】			
科 目		科 目 の 内 容	時間数
学 科	簿記基礎	複式簿記のしくみ、貸借対照表と損益計算書の勘定科目、各種帳簿作成、試算表、精算表、決算の処理、各種仕訳対策、入金伝票、出金伝票、振替伝票等	81H
	商業簿記	法人会計、財務諸表の作成、法人会計の決算処理、固定資産の減価償却、連結会計、本支店会計、各種仕訳対策等	84H
	工業簿記	個別原価計算、総合原価計算、標準原価計算、直接原価計算、製造原価報告書、損益分岐点分析、本社工場独立会計、各種仕訳対策等	73H
	デジタルリテラシー	デジタルリテラシー習得の必要性和重要性、「マナビDX」の使い方、セキュリティ対策、ネットエチケット等の注意点等	3H
実 技	会計ソフト	仕訳処理と伝票入力、月次決算書の作成、貸借対照表・損益計算書の作成、資金繰り表の作成等	13H
	表計算	帳票の基礎、表計算、関数の利用、グラフ作成、データベース、アプリ間のデータ連携等	13H
	表計算（応用）	入力規則、ユーザー定義、グラフの活用、データベースの活用、ピボットテーブル、マクロの基礎等	15H
就職支援他		応募書類の書き方、面接の受け方、ビジネスマナー、コミュニケーション等	28H
総訓練時間：310H（学科：241H、実技：41H、就職支援他：28H）			
その他		※ Windows 11、弥生会計26、Microsoft Office 2024を使用します。 ※ キャリア・コンサルティングを受ける場合は、その計画に従ってください。	

【選考会場】	【訓練会場】
場所： 山形県立山形職業能力開発専門学校 住所： 山形市松栄2-2-1 電話： 023-644-9228	場所： APC山形パソコンスクール 住所： 山形市青田三丁目4番28号 電話： 023-633-2122 ※無料駐車場あり

◆ ご相談・お申込み窓口 ◆			
山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桧町2-6-13	TEL 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	TEL 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	TEL 0237-86-4221
※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。 ※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。			詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。